

# セミナー参加報告

(R1.8.16)

市議会議員 松崎正和

主催	(株)地方議会総合研究所
日時	7月22日(月) 10時～17時
場所	(東京)アットビジネスセンター池袋駅前別館
テーマ	『議会力をアップさせる議員定数・報酬・政務活動費』 『議会運営における質問のあり方』
対応者 (講師)	江藤俊昭 山梨学院大学教授
概要	
<p>◆議会力をアップさせる議員定数・報酬・政務活動費</p> <p>1. 重要な争点となった議員定数・報酬</p> <p>二つの意味で、議員定数・報酬が問われている。</p> <p>一つは、議会が住民に見えず、「議会不要論」の立場からその削減が主張される。追認機関化した議会や、政務活動費を不正受給する議員の存在などによって加速化される。</p> <p>もう一つは、「住民自治の根幹」としての議会を作動させるべく、その条件として定数・報酬を考え、時には増加させるものである。</p> <p>2. 定数・報酬を考える原則と留意点</p> <p>《七つの原則》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 自治体のポリシーで決める⇒答えがない、人口規模では決まらない (法定上限数→今はなし、条例で決める)</li><li>② 定数と報酬は別の論理</li><li>③ 行政改革の論理と議会改革の論理はまったく別</li><li>④ 持続的地域民主主義の実現(将来議員になる住民の条件としても考える)</li><li>⑤ 住民の支援を考える(政策提言・監視に関わる住民)</li><li>⑥ 住民と共に考える(シンポジウム開催・審議会)</li></ul>	

- ⑦ 変更する場合、十分な周知期間が必要

#### 《三つの留意点》

- ① 議員の資質・能力の向上（議員は、専門性と市民性を有する住民という性格を持ちつつ、情熱と選挙に当選するネットワークが必要、議員となればそれらに議決責任とコミュニケーション能力が問われる）
- ② 議員身分の中途半端さを考慮（専門職でも非常勤でもない、特別な身分＝公選職）
- ③ 議会事務局・政務活動費等とセットとして考える（定数・報酬だけではなく新たな議会をつくり出す条件も体系的に整備）

### 3. 議員定数の根拠

—住民代表性から議員間討議へ—

- (1) 定数の基準を考える原則
  - ・ 討議できる人数として、一委員会につき7～8人。これに委員会数を乗じた数が定数となる。
- (2) 定数の基準を考える原則の留意点
  - ・ 委員会数の確定 ・ 常任委員会の複数所属は慎重に
  - ・ 面積要件の加味を
  - ・ 住民参加によって議会力の充実や補完
  - ・ 議長のカウントの仕方

### 4. 報酬の根拠

—役務の対価のエビデンス（証拠）を—

- (1) 報酬の基準の原則
  - ・ 議員報酬を考える場合、原価方式、比較方式（類似団体比較）、収益方式（成果重視）が想定できるが、比較方式は参考にはなるが根拠としては弱い。
- (2) 報酬の基準の留意点
  - ・ 時間給ではない—常勤的に活動することが求められるが職業ではない—
  - ・ 変化する報酬額

議会力アップの際に住民と議論しながら報酬の水準を決めることが必要で、

この議論の中で、多様な属性を有する議員を登場させることができるかが重要な論点となる。

・ 期末手当、その他の手当

議員の期末手当は条例に基づいて支給できるが、議員報酬と同様にその額の根拠は明白ではない。

報酬以外に、期末手当、費用弁償、政務活動費の支給はできるが、育児手当等はない。子育て世代を議員とするためには、非常勤ではない「公選職」として今後検討すべきであろう。

## 5. 住民自治を進化させる定数・報酬の議論を!!

定数・報酬は住民自治の問題である。議会の条件整備であり、それらを議論することで住民自身が自治を自覚する。

積極的に住民と定数・報酬を考えている議会もある（白山市、滝沢市、総社市、真庭市、栗山市、等）。北海道芽室町は、住民による議会改革諮問会議が設置され答申が提出されている。

## ◆ 議会運営における質問のあり方

### 1. 質問の議会運営における位置

- ・ 「政策に生きる議員にとって、最も華やかで意義ある発言の場」

— 議会の存在意義⇒公開討論 —

- ・ 地方自治法規定なし：議員間で運営するのが前提で必要があれば首長などの出席要請（ただし質問の規定なし）
- ・ 「普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、地方労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。」（自治法 121）
- ・ 反問の位置（本来は一方向的、ただし討議の場にするには大きな意義）
- ・ 質疑と質問、会派代表質問と一般質問

## 2. 議会改革の到達点を踏まえた質問とは

### (1) 議会改革の到達点

- ・ 議会改革の本史とその第2ステージ
- ・ 政策過程における政策サイクル

P計画、D実践、C評価・検証、A改善から

P計画、D討議、D議決、D実践、C評価・検証、A改善へ

### (2) 政策過程における質問の位置

- ・ 議会改革の前史（議会活性化）における質問：住民、議会・議員、首長等という三者間関係における質問（個人や「会派」によるお願い、監視）
- ・ 議会改革の本史における質問（議会からの政策サイクル）：二元代表制における質問
- ・ 議会・議員の政策提案力アップの手法
  - <地方分権改革による提案力アップの必要性>
  - <議会からの政策サイクルの豊富化による議会・議員の提案力アップ>
  - <マニフェストや一般質問からの議会の提案力アップ>
  - <提案力を実現する条件：住民による意見は提案の素材の宝庫>

## 3. 質問の役割

- (1) 議会の役割（→住民自治の根幹→地域経営の重要な権限はすべて議会）：多様性、討議による論点の明確化・合意、世論形成
- (2) 質問の役割：個人の意見から議会の意見とする（短期と共に長期の視点も）
  - ・ 多様な視点からの監視・政策提言
  - ・ 討議による論点の明確化の前提となる議員の意思
  - ・ 質問の公開による世論形成

以 上